

・試料 No.44 大型獣の骨片である。肋骨と考えられる破片が認められる。

(2)微細物分析

1) 試料 No.1 骨片とともに認められた炭化物の同定の結果、イネ科タケ亜科に同定された。

2) 試料 No.45 土壌の微細物分析の結果、岩片やシルト、粘土塊、さらに、炭化物や不明残渣が抽出された。シルトや粘土塊は、それぞれ黒色、にぶい黄橙色、白色を呈するが、被熱の有無は確認できない。不明残渣は淡黄色を呈し、柔らかく弾力があり、海綿状の構造をもつ。炭化物は、7～15mm程の大きさのものが数片認められ、炭化材と分かる炭化物も認められた。このうち、保存状態が良好な炭化物2点を対象に炭化材同定を実施したところ、いずれも落葉広葉樹のモモであった。

以上「パリオ・サーヴェイ株式会社 2002 『百々遺跡自然科学分析報告』」より一部掲載

第8節 鍾と税制

G134ピット1(第209図)より銅製の鍾がみつかった。鍾の形状は束腰形である(第291図1)。直径60cm程、深さ12cm程のほぼ円形を呈した穴の西側底面より土師器小片とともに発見された。この土器は10世紀前半代に位置づけることができるが、小片のため混入したものとも考えられ、あるいは鍾の形態から中世のものの可能性もある。平安時代の銅製鍾の出土例は少なく、山梨県内では初めてとなるが、その出土状態に特殊性は認められない。

古代のおもりで百々遺跡と同じ形の束腰形は、奈良県平城京(8世紀中頃から末 329.1g)、大阪府長曾根遺跡(8世紀 94.36g)、滋賀県桜内遺跡(12世紀末 91.415g)と資料的にも非常に少ない。中世のものでも青森県尻八館跡(14-15世紀)・浪岡城跡(15-16世紀)、宮城県今泉城跡(中世)・御所館跡(15-16世紀)、福井県朝倉氏遺跡(15-16世紀)にすぎないくらいである。古代のものは簡素で、中世頃から文様が付いたり面取りされた装飾的なものへと変わっていく。百々遺跡のおもりが9世紀末から10世紀初頭に位置づけられるとすればかなりの稀少品である。

一方、おもりの形態は束腰形の他に半球形で上につまみ部がつくものがある。束腰形に比べれば出土例はやや多く、古代では島根県出雲国庁(8世紀)、東京都武蔵国府(10世紀)、静岡県山廻遺跡(奈良～平安)・坂尻遺跡(12世紀)、奈良県平城京跡(8世紀)、大阪府河合遺跡(7世紀末～8世紀初)、千葉県大綱山田台遺跡(9世紀前半から中頃)がある。

おもりの出土する遺跡は主に官衙跡など特定の役所の可能性が高いと考えられている。奈良県平城京跡はもとより静岡県坂尻遺跡は遠江国佐野郡の郡衙跡と考えられ、出雲国庁、武蔵国府など、律令体制の役所にみられるものである。令制において秤は大蔵省が管理することとなり毎年二月に大蔵省で点検することとなっている。「日本霊異記」においても讃岐国美貴郡司の妻が秤を用いていることがみられる。秤は中央と結びついた特定の機関のみが持ち得たものと思われる。百々遺跡においては、甲斐国巨麻郡衙などの推定地であるわけでもないが、役所に関連する重要な施設があったものと推定される。

古代の秤には、天秤と棹秤の二種類が知られている。天秤は計るものをのせ、反対側に重さの決まった分銅をのせることによって、その量を調節してつりあわせるものである。このときのおもりは重量が定められたものが使われ、分銅と呼ばれる。棹秤は棹の片側に計るものを吊し、反対側におもりを吊してその位置をずらしながら重さをつり合わせるものである。このおもりは位置をずらすため、その重量に定量はなく、鍾とよばれる。分銅と鍾との区別は、形態によらず、その重量が当時の度量衡にあった定量であるかによる。形態的にはどちらも吊すための環があり区別しかねる。百々遺跡でのおもりは59.9gと律令制の重量において定量でないため鍾と判断した。日本での度量衡は律令制の中において中国から取り入れて整備している。当時の重量の単位は銖・両・斤である。換算は24銖＝1両、そして16両＝1斤となる。律令制では唐代の単位となり1斤はおよそ668gとなる。この数値は正倉院宝物や唐代の銀板等の重量から算出され、さまざまな検証の結果から随代から変わらなかったとされている。そこで「中国度量衡史」の唐代の1斤597gという数値は見直されている。百々遺跡の鍾は59.9gで

およそ1/11斤となり、また両に換算すると1.43両であって定量ではないことがわかる。しかし、大阪府河合遺跡出土の錘は60.515gであり、百々遺跡の59.9gときわめて近い重量で、ほぼ同じといってもよい。また滋賀県桜内遺跡の錘はおなじ束腰形で重さは91.415gと、1.5倍の重さになるが、2両の83.5gよりは約8g重いだけである。静岡県坂尻遺跡資料は半球形であるが、82gと2両の重さとなり、定量の分銅である可能性が高い。ただ、棹秤の錘が大蔵省の検査を伴うものとして不定量というのは考えにくく、桿に吊す位置を調整することで定量にしていると思われる。59.9gに近い2両83.52gになるよう調整するには、錘側の桿にさらに23g程の重さが加わればよく、その分は外側へずらすこと、あるいは支点から吊す位置より外側にある棹の長さの重量により可能となる。23gはおよそ半両の重さとなるので、2両の1/4として棹秤の支点と錘の距離をさらに1/4外側へずらせばよいことになる。棹秤の計れる重量は、錘を吊す場所の移動と、棹秤の支点をずらすことで、錘の重さの1/8～8倍程を想定することが可能である。2両を基準に内側の少ない方で1/2で1両、1/4で半両、1/8で6銖となる。外側の多い方へは2倍で4両、そして4倍で半斤(8両)、8倍で1斤(16両)が計測できることとなる。これらは当時の定量単位となるもので、棹秤によってほぼ6銖から半両、1両、2両、4両、半斤(8両)、1斤までの定量単位を網羅することができる。よって問題となるのは錘を吊す基準となる位置であり、錘の重量の過不足分を調整する必要がある。この仕組みを知らなければ重量のごまかしは容易で「日本霊異記」の讃岐国美貴郡司妻のようなごまかしができる。

用途については、納税物品に関するものの重量の計量と思われるが、古代甲斐国の税とその重量範囲から薬草、絹に関するものが想定できる。薬草類の単位については「延喜式」より甲斐国から年料、交易雑物として紫草が800斤、雑薬において黄菊花10両、藍漆5斤、人参4斤、升麻10斤、黄蓍10斤、枸杞・当帰10斤が知られる。黄菊花は両単位で、他は斤単位で納められているが、紫草は800斤と単位量が大きい。甲斐国のどこからどのような集められるのかは定かでないが、各地域で分担して小分けされているとも考えられる。例えば、黄菊花は10両が定められているが、これは不定量となり1斤まであと6両足りず、半斤では2両多いことになる。少なくともこの黄菊花については2両単位あるいはそれ以下の1両、半両という単位で集められ、あわせて10両にしていると想定できる。だとすれば百々遺跡の錘による秤で計量が可能な範囲にあるといえる。甲斐国諸税の中で量・斤という重量を単位としたものは紫草と雑薬に限られ、こうした税の徴収にあたって棹秤が用いられたと推定できる。

絹布に関しては大きさが決められ疋という単位が用いられているが、その背景となる養蚕については実態が明らかでない。10世紀に成立した「延喜式」に甲斐国の税において紵(あしぎぬ)が知られており、これは太い糸でつくられた絹布である。税として重要な位置にあり、正倉院宝物にも現存している。こうしたことから古代より甲斐国で養蚕が行われていたことがうかがえ、役所がその生産体制まで管理していた可能性はある。養蚕の工程ではいくつかの計量が必要となる。近年までの山梨県の養蚕においては桑畑1反(300坪、約1000m²)に対して春蚕で20g(約20,000匹)の幼蚕が必要とされ、蚕種は10g単位で販売されていた。収繭量は、技術の向上により昭和40年前後で、春蚕において1反の桑畑につき蚕種20gで20貫(75kg)であった(八田村 1972)。また棹秤は繭のよしあしを決める検定に用いられ20gの錘が使われていた。百々遺跡の錘と繭検定の棹秤で、計量する重量の程度についてはさほど差がないものとみなすことができる。百々遺跡の錘がこうした一連の養蚕に関するものとして使用されたことは想像に難くない。

百々遺跡の錘については、59.9gという不定量の重量から定量の重さを持つ分銅でなく棹秤の錘と判断した。その用途については税に関する使用を想定すると「延喜式」にみる紫草、雑薬などが両・斤という重量単位によっており、こうした計量に使用されるとともに、甲斐国の紵(あしぎぬ)生産にかかる養蚕についてもその可能性があるものと考えた。いずれも積極的な裏付けや根拠があるものでもなく、想定域である。さらに全国的にも出土例が少なく、近年の調査事例を見落としている恐れがあるところでもある。

参考文献

- 八田村 1972「養蚕」『八田村誌』
小泉契娒勝 1982『秤 もとの人間の文化史 48』法政大学出版
宮本佐知子 1989「日本古代のおもり」『八雲立つ風土記の丘』99

滋賀県教育委員会 1989『北陸自動車道関連遺跡発掘調査報告書』

中井公 1992「平城京跡から出土した「はかりのおもり」をめぐって」『考古学と生活文化』同志社大学考古学シリーズ V

宮本佐知子 1994「国内出土の権衡資料」『大阪市文化財論集』

堺市教育委員会 1996『長曽根遺跡発掘調査概要報告』

宮本佐知子 1999「おもりの形態についての一考察」『郵政考古』35

第9節 腰帯具について

養老律令の衣服令によって官衙の役人の衣服が規定され、その中に朝廷の公事にあたって腰帯を着用することになっている。百々遺跡では腰帯につく銅製の丸軛と、石製の巡方が出土している。いずれも遺構からの出土で、百々遺跡2の12号住居跡からは無孔石巡方(第161図2)が、百々遺跡4の36号住居跡(第291図7)では小孔銅丸軛がある。

腰帯具は垂孔の形状変化によって金属製では大孔から小孔、細長孔、無孔へ、という変化が、また石製では小孔から線孔、無孔という変化がとらえられており、それぞれⅠ期～Ⅳ期の変遷があるとされている。百々遺跡の銅製丸軛は小孔であることから、古くⅡ期の奈良時代後半に出現したものと思われる。また石製巡方は無孔であり、Ⅳ期の平安時代前半となる。

山梨県内でこうした腰帯具は本遺跡のものを含めて銅製丸軛4点、銅製巡方11点(2点は馬具)、石製丸軛7点、石製巡方13点の出土がある。丸軛1に対して巡方2の割合で、丸軛は少ない傾向にある。出土地域は国府の存在が推定される甲府盆地東部の一宮町周辺と八ヶ岳南麓となる巨麻郡北部の二カ所に集中する。

銅製丸軛は一宮町国分寺南遺跡に表金具がある他、山梨市日下部遺跡に裏金具の例がある。日下部遺跡のものは垂孔が細長孔と無孔で、百々遺跡のものよりもやや新しい型式である。これに対し、石製丸軛は一宮町大原遺跡の他、大泉村城下・原田遺跡や寺所第二遺跡など八ヶ岳南麓に集中する傾向がある。大原遺跡のものは小孔があり、古く位置づけられる。他は無孔となる。装着方法はいずれも潜り穴である。

銅製巡方では国分尼寺、長坂町柳坪遺跡にⅡ期の小孔を持つものがある。またⅢ期の細長孔をもつものは真衣野牧に関連する武川村宮間田遺跡の他、大泉村中村遺跡、勝沼町釈迦堂遺跡に例がある。石製の巡方は一宮町竜ノ木遺跡、巨麻郡衙に関連する韭崎市の宮ノ前遺跡に小孔をもつⅡ期のものがある。細長孔を持つⅢ期のものは知られていないが、他はⅣ期の無孔のもので比較的多くみられる。

出現の時期についてはⅠ期(8世紀前半)のものは国分寺や国府の存在から、一宮町・御坂町周辺の古墳を中心に、Ⅱ期(8世紀後半)には官衙、公的施設周辺の集落、Ⅲ期・Ⅳ期(8世紀末から9世紀)には一般集落からの出土が見られると分析されている(瀬田 1992)。百々遺跡が属する巨麻郡下で、百々遺跡の銅製丸軛と同じⅡ期に属する古い例は、巨麻郡衙に関連する集落の韭崎市宮ノ前遺跡にあり、また八ヶ岳南麓の柳坪遺跡にも例がある。いずれも巡方で、宮ノ前遺跡の例では石製である。山梨県下のあり方から見て、Ⅱ期の銅製丸軛は山梨市日下部遺跡にしか例がなく、この時期石製のものが本格的に生産されるようになってきた背景から、百々遺跡の銅製丸軛は稀少な例である。この時期の性格として百々遺跡が、官衙・公的施設に関連する集落である可能性がある。

しかし、百々遺跡の集落の開始時期は9世紀初頭であり、銅製丸軛の使用される8世紀後半とは時期も新しく、また場所もずれている。遺跡周辺で確認されている奈良時代の集落は前御勅使川を挟んだ北側の犬塚遺跡があり、ここは古墳時代から続く古い集落である。また隣接する立石下遺跡では平安時代の集落とともに奈良三彩小壺が出土している。この前御勅使川北部周辺は古墳時代から奈良・平安時代前期までの遺跡が多く集中するが、その中心は8、9世紀となり10世紀以後はほとんど見られなくなる。これら遺跡群と入れ替わるように前御勅使川南部に集落が形成される。百々遺跡において、この遺跡群との関連は注意を要するところでもある。8世紀後半となる銅製丸軛の受容期とともに前御勅使川周辺に官衙あるいはそれに類する施設が存在が想定されるところでもある。銅製丸軛は相伴する土器からⅩ期の9世紀後半のもの、石巡方はⅪⅡ期に位置づけられ、およそ10世紀前半から中頃となる。いずれも百々遺跡内において洪水を受けた住居からの出土でもあり、このⅪⅡ期以後は大きく集落